

令和5年第2回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和5年2月24日(金)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時00分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後4時55分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 根岸伸年
次 長 清水周二
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和5年第2回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和5年第2回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第1号、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について。</p> <p>日程第3、報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について。</p> <p>日程第4、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第6、議案第10号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第7、議案第8号、農用地配分計画の案について。</p> <p>日程第8、議案第12号から議案第13号、例規の廃止について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、小和瀬守委員と中島英樹委員にお願いいたします。</p> <p>ここで暫時休憩し、前回、継続審議となりました議案第2号について、現地確認を行いたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から「異議なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、暫時休憩といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(議案第2号の現地確認へ)</p>
<p>議長</p>	<p>再開いたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第1号、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出についてを報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第1号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により届出につきましては、農地を、畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が2アール(200㎡)未満であれば、農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものです。</p> <p>それでは、報告第1号につきまして、報告いたします。</p> <p>報告内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>寄居スマートインター下り口から、南東に約600mのところが届出地となります。</p> <p>届出人は、昨年、相続により農地を取得しましたが、届出地に亡き父が養蚕をしていた際に設置した倉庫が立っており、所有農地の維持管理を行う管理機などの収納場所として必要な倉庫であることから、この度、届け出たということです。</p> <p>こちらは既に設置されており、設置後の届出となります。</p>

議長	<p>報告は以上でございます。</p> <p>報告事項ですので、ご了承願います。</p> <p>続きまして、日程第3、報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第2号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>報告内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>東武東上線男衾駅から南東に約650mのところであり、都市計画法の用途地域内にある農地が取下地となります。</p>
議長	<p>令和4年第8回総会にて許可相当で決定しております、本件ですが、土地所有者が贈与の意思が無くなり、売買では話がまとまらなかったことから、取り下げの申請がございました。</p> <p>転用申請は取り下げるとのことですが、譲受人が農地に進入する際、通行することは、引き続き同意するとのことですが、</p>
事務局	<p>報告は以上でございます。</p> <p>報告事項ですので、ご了承願います。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第9号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは議案第9号について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請内容につきましては、議案番号9番のとおりとなっております。</p> <p>申請地は、折原駅から南西に1.3kmの場所となります。譲受人は、今回申請地と地続きの所有農地が竹林に浸食されていることから所有農地の管理も含めて、経営規模の拡大を考え、今回の申請に至ったとのことですが、</p>
議長	<p>なお、譲受人は、現在ブドウの経営を行っていますが、申請地については、レモンやゆずなどの柑橘系の果樹栽培を考えているとのことですが、また、申請地は現在竹林に浸食されているため、取得後は復元を行ってから栽培に取り掛かる予定です。</p>
金子委員	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第2号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p> <p>金子委員。</p> <p>先日、19日に横田推進委員と申請者のお二方と私の4名で現地の確認を行いました。申請地については、若干の竹藪部分もありますが、こちらの箇所は伐開などを行い、果樹の栽培を行うということであり、周囲には、果樹栽培による問題は生じないと思われ、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>

議長	<p>(委員の中から「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり、決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>議案第2号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>前回の総会にて、継続審議となっている議案ですが、現地の状況については、先程の現地確認のとおりとなります。</p> <p>継続審議となった要因としては、申請地の下流において、過去に水害が発生しており、今回の計画により、さらなる被害の拡大が心配されることから、計画地から放流される水の問題について懸念する内容であったと思います。</p> <p>本日は、水の流れる経路を含め、現地確認をして頂きましたので、農業委員会としてどう判断するかご審議願います。</p>
議長	<p>なお、最終的な判断については、本議案を許可相当あるいは不許可相当とするのか、また許可相当とするにしても、条件を付すのかということになるかと考えております。</p> <p>宜しくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ここで暫時休憩いたします。</p>
議長	<p>(暫時休憩)</p> <p>再開いたします。</p> <p>ここで、傍聴の申し入れがございましたので、寄居町農業委員会会議規則によりまして、入室を許可することといたしました。</p>
梅澤委員	<p>それでは、議案審議を再開いたします。</p> <p>この件について、地元委員はご意見を願います。</p> <p>梅澤委員。</p> <p>先程はお忙しい中、現地調査を行って頂き、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。</p> <p>12月18日以降、申請者による説明会をはじめとした説明はなにもございません。住民も不安になっています。</p>
議長	<p>ただ、今月の26日に初めて鷹巣地区で説明会を開く予定があるとのことで、その説明会を踏まえたいと考えておりますので、今回も継続審議として頂ければと考えております。</p> <p>ご審議を宜しく願います。</p> <p>他にご意見はございますか。</p>
石附委員	<p>石附委員。</p> <p>西部担当の石附です。今の提案に賛成する立場から、意見を言いたいと思います。</p> <p>西部地区においても、前回の総会で太陽光発電について問題提起しましたが、その後に業者と地元住民との対話が持たれました。</p> <p>そこでは、太陽光パネルの近くの住民が20名近く集まりまして、居住者として、太陽光パネルから受ける影響についての話が出ております。いわゆる農業の立場ではありません。</p>

	<p>結論から言いますと、農業上以外の問題が多いということです。私自身も美里町のメガソーラーの調査に行ってきました。土砂災害の問題と農地が大量に転用されているということで、私なりに感じたことは、この勢いだと農地が無くなってしまおうということと、住民にとってもプラスにならないということです。</p> <p>居住条件や景観の問題ですが、結論から言いますと、太陽光パネルの設置を今後も行っていきますと、部分的にはいいですが、居住条件として非常に侵害されてしまうと考えられます。西部地区の話ですが、文化財の問題など様々な問題が起きています。</p> <p>結論から言いますと、住民の意見をよく聞いて、太陽光パネル設置についての問題を考えていないと、大変な問題になると感じました。これではエコタウンではなく、ゴーストタウンになってしまいます。</p> <p>寄居町は景観を大切にしていますから、太陽光パネルが増えることは、自然に調和しないということで、居住条件を侵害してしまうと思います。</p> <p>私も移住者ですが、もし太陽光パネルが自宅前にあつたら移住しません。寄居町の将来にとっても考えなくてはならない問題だと思いますし、問題点を洗うためにも、色々な意見を聞いて、ガイドラインをしっかりと行ってから、やって頂きたいと思います。</p> <p>他にご意見はございますか。</p> <p>柴崎推進委員。</p>
<p>議長 柴崎推進委員</p>	<p>結論から申し上げますと、現地を見させて頂いた関係からすると、計画実行により、大変なことになると見受けられました。</p> <p>もう少し町をあげて、林業事務所、県土整備事務所、土地改良区、区の問題、町の体制も関わってくると思います。</p> <p>関係機関が揃って調査をして、近年は世界中で異常気象が起こり、埼玉県内でも水害が発生しております。</p> <p>寄居町でも各地で水害があつたのですが、解消されていると考えておりましたが、男衾に取り残された地区があつたことを認識しました。</p> <p>大問題でありますので、関係機関が審議をして、結論を出し、町の力で出来なければ、県に働きかけるなどして、協力しなければ解決しないような問題でありますので、意見としては、保留にして十分審議頂ければと思います。</p> <p>他にご意見はございますか。</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号について、継続審議とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成多数)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数ですので、議案第2号については、継続審議とすることに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第6、議案第10号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、梅澤功委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(梅澤委員退席)</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>それでは、議案第10号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくもの</p>

	<p>です。</p> <p>それでは、議案第 10 号につきまして、説明いたします。</p> <p>今回の計画は 15 件、15 筆、20,247 ㎡です。</p> <p>農地の内訳につきましては議案書 5 ページの右下のとおりです。</p> <p>今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 10 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。</p> <p>審議が終了しましたので、梅澤功委員は復席をお願いします。</p> <p>(梅澤委員復席)</p>
議長	<p>続きまして、日程第 7、議案第 11 号、農用地利用配分計画の案についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第 11 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 6 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 11 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第 19 条によりまして、農地中間管理機構が、この農用地利用配分計画の案を作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。</p> <p>先ほどご審議をいただきました、議案第 10 号の農用地利用集積計画の農地を、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けます。その借り受ける農地を、どの借り受け希望者に貸付けるのか定めたものが、この農用地利用配分計画でございまして、</p> <p>借り受け希望者は、議案書のとおりです。</p> <p>審議用資料が、対象地区の図面となっており、赤枠で囲われている農地が、今回の農用地利用配分計画の農地でございます。</p> <p>なお、ご承認をいただきました後に、町から農地中間管理機構に、この配分計画の案を送付し、その後、農地中間管理機構内での決定を経まして、県知事が認可、公告を行うという流れとなっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 11 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>続きまして、議案第 12 号から議案第 13 号、例規の廃止についてですが、関連があります</p>

議長 事務局	<p>ので、説明は一括でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(委員の中から「異議なし」の声)</p> <p>それでは、議案第12号から議案第13号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第12号、13号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>法律の改正に伴い、農業委員会で告示しているものの適用がなくなるため、廃止するものです。</p> <p>議案第12号については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、農地法第3条第2項第5号に規定する面積の要件(下限面積)が撤廃されるため、議案第13号については、個人情報の保護に関する法律が改正され、従来は町が条例で定めておりましたが、全国的な共通ルールで適用されることから、現行の寄居町個人情報保護条例は廃止されるためです。</p> <p>施行期日は両議案とも令和5年4月1日です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	この件について、ご意見はございますでしょうか。
議長	<p>(委員の中から「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは順に採決いたします。</p> <p>議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。</p> <p>石附委員。</p>
石附委員	<p>先程も言いましたけども、ソーラーパネルの問題については、農業委員会だけで決めて済む問題ではないです。</p> <p>私の担当地区では、農業委員会で決めたからと私は非難されました。太陽光発電に関する問い合わせはエコタウン課で行うということで理解しておりますが、ことは既に走り始めておりますので、しっかり対応してくださいとお叱りを受けました。</p> <p>私が伺いたいのは、ガイドラインとワンセットで決めていかないと、地域の意見を反映することは出来ないと思います。</p> <p>毎回揉めるのではなく、しっかりとしたガイドラインを作って頂きたいと思います。</p> <p>温暖化防止は求められているわけですから、これはベースとしても、寄居町の将来を考えた場合、1人でも多くの移住者を呼ばなくてはならないし、景観を大切にしないといけないと思います。</p> <p>住民との対話を大事にして進めて頂きたいと思いますので、エコタウン課と連携して進めて頂かないと、しこりが残ると思います。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	事務局から何かありますか。

事務局長

事務局から1点、ご連絡いたします。
今回の総会ですが、3月27日、月曜日の午後1時30分からお願いいたします。
繰り返し申し上げます。
3月27日、月曜日、午後1時30分からお願いいたします。
以上、よろしくお願いいたします。

議長

私から、一言申し上げます。
本日の現地視察をして、太陽光に限らず、地域環境への対応を行いながら進めることはどうすればよいかという問題を痛感したと思います。
本来ならば、町全体として考えるような問題であると私は考えております。
継続ということではありますが、皆さんからご指導頂き、意見決定を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは他に無いようですので、令和5年第2回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

中島 英樹 委員 小和瀬 守 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年2月24日

議 長

室岡重雄

委 員

小和瀬 守

委 員

中島英樹